

第392回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年7月26日(月)午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

1番 江口勘四郎委員 2番 長沼健司委員 3番 山川光照委員

4番 上妻一実委員 5番 山口久志委員 6番 吉田とも委員

7番 井上隆市委員 8番 松田陽一委員 9番 木村 正委員

10番 富田憲一委員 11番 鈴木萬四郎委員 12番 渡邊智春委員

13番 後藤敏秀委員 14番 原田広幸委員 15番 木村辰也委員

16番 花谷和男委員

出席推進委員 なし

傍 聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第440回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程9 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程10 報告第5号 非農地証明書の交付について

日程11 報告第6号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、7月15日に告示になりました、第392回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年7月15日、上山市農業委員会告示第8号により、令和3年7月26日、第392回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年7月19日付け農委第66号をもって、第392回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第392回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、6番、吉田とも委員、12番、渡邊智春委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

はじめに所有権移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、自営業、譲受人は〇〇氏、農業であります。下生居地内の田2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、木村正委員。

木村（正）委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。7月22日に電話にて聞き取りを行いました。〇〇さんと〇〇さんは親戚で、〇〇さんの祖父の代から〇〇さんが耕作している土地になります。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は、株式会社〇〇、譲受人は〇〇氏、農業であります。小倉地内の田11筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。4番、上妻一実委員。

上妻委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。この田については条件が悪く、自分たちで基盤整備をおこなって現状は2枚の田になっています。〇〇氏がレンタルスキーを冬にやっている株式会社〇〇で農地を購入したが、この度、〇〇氏に名前を変更するものです。適正に耕作されております。よろしくご審議ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。なお、4ページに位置図がございますので併せてご覧ください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、会社役員兼農業です。三上地内の畑2筆について譲受人が経営する会社の駐車場を造成するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 〇〇土地家屋調査士が関わっている案件か。

事務局 代理人にはなっていないが、測量等には関わっているようです。

原田委員 三上地区会長から連絡があり、先週あたりに建設課も立ち会って現地調査をしたと聞いているが、その後どうなったか事務局で分かるか。

事務局 今回整備する駐車場と会社との間に官地があり、払下げの手続きのために建設課で関わっていると聞いております。払下げの手続きに地区会の同意が必要かどうかは事務局では分かりません。

原田委員 現段階でこの件は了承できるのか。

事務局 県に送達する時点で、建設課に申出が済んでいれば大丈夫なことになっており、払下げを待つ必要はありません。

議長 他にございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち、整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第440回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第440回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。譲受人は有限会社〇〇、認定農業者、譲渡人は〇〇氏及び〇〇氏であります。小穴及び高松地内の田畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第440回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。譲渡人は、〇〇氏及び〇〇氏、譲受人は〇〇氏、会社員及び〇〇氏、会社員です。北町二丁目地内の畑2筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は有限会社〇〇^{ゆうげんがいしゃ}であります。先ほど議決いただきました第440回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、小穴地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。8件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号4については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました農地法第5条の規定による許可申請に伴い、三上地内

の畑2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。蔵王地内の畑1筆について申請があったものです。昭和40年に離農後、原野化し現在に至ったもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時5分)

議事録署名委員

議事録署名委員